

日本語教育に関する閣議決定等 (抜粋)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和 2 年度改訂)

(令和 2 年 7 月 14 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

2. 共生社会実現のための受入れ環境整備

(4) 日本語教育の充実 (円滑なコミュニケーションの実現)

- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」を参考にした「日本語教育の参照枠」や、「日本語能力の判定基準」について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号 95》

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (改訂)

(令和元年 12 月 20 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

2. 生活者としての外国人に対する支援

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号 85》

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

(平成 30 年 12 月 25 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

II 施策

2 生活者としての外国人に対する支援

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠 (CEFR)」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号 53》

規制改革実施計画

(令和元年 6 月 21 日 閣議決定) (抜粋)

II 分野別実施事項

4. 保育・雇用分野

(5) 日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	教育内容の質の確保	a 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、国内外の外国人の日本語能力の指標となるよう、一般的な日本語教育の標準 (日本版 CEFR) のうち共通参照レベルと能力記述を策定する。	a: 令和 3 年度措置	a: 文部科学省

日本語教育の推進に関する法律 (令和元年法律第 48 号)

(令和元年 6 月 28 日公布, 施行) (抜粋)

(第 22 条) 教育課程の編成に係る指針の策定等

国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(第 23 条) 日本語能力の評価

国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

(令和 2 年 6 月 23 日閣議決定) (抜粋)

第 2 章 日本語教育の推進の内容に関する事項

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

- ・ 「ヨーロッパ言語共通参照枠 (以下「CEFR」という。)」を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照可能な日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。
- ・ 「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」(平成 22 年 5 月 19 日文化審議会国語分科会)について、文化審議会国語分科会において検証を行い、その改定を行う。

5 日本語能力の評価

- ・ 国内外で実施されている様々な試験と「日本語教育の参照枠」との連関を示すための方法等を示した「日本語能力の判定基準」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。